

第4節 観光振興・プロモーション施策

1. 基本計画

(1) 基本方針

① 観光資源の魅力づくり

本市への誘客と消費喚起を促すため、既存の観光資源の魅力を高めるとともに、新たな観光資源の発掘や創出に取り組む。また、観光客が本市の魅力を存分に楽しめるよう、道の駅「とよはし」を拠点とした体験型観光などの仕組みづくりを推進する。

② おもてなし環境の充実

国内外から訪れる観光客が簡単にわかりやすく情報を入手できるよう、案内表示の多言語化を進める。また、観光情報の発信機能の向上と観光客を迎え入れるための体制の強化を図る。

③ 誘客につながるプロモーションの推進

本市の観光資源を目的として多くの方に訪れてもらえるよう、国内外で観光プロモーションを展開する。また、東三河地域の観光資源をつないで魅力を高めるとともに、地域の連携体制を強化して広域観光への取り組みにつなげる。

(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
市内観光地への来訪者数	982,798 人	1,000,000 人
豊橋観光案内所の利用者数	13,077 人	15,000 人
市内宿泊施設への宿泊者数	758,996 人	760,000 人

2. 観光振興施策の概要

(1) 観光振興施策

本市の東部には、豊かな自然に恵まれた弓張山系が石巻山多米県立自然公園に指定されており、石巻山、葦毛湿原、豊橋自然歩道などの観光資源が点在している。南部には、太平洋に面しダイナミックな海岸景観と豊かな緑が連続する海岸線を持ち、三河湾国定公園に指定されている。また、市域全体では本市発祥といわれる伝統文化の手筒花火の放揚が行われるほか、貴重な史跡、文化財、各種文教施設などが数多く点在している。なかでも総合動植物公園は、本市における基幹的な公園として重点的な整備を実施してきており、動物園、植物園、遊園地、自然史博物館を兼ね備えた多くの人々が楽しむことができる広域的な観光資源となっている。

一方で、ええじゃないか豊橋まつりをはじめ、春まつり、花しょうぶまつり、炎の祭典など多彩なイベントや、伝統的な祭礼として本市の三大祭とされている鬼祭、豊橋祇園祭、羽田祭をはじめ、数多くの祭も開催されている。

また、民間団体が中心となり誘致し、市内各所で撮影された映画、ドラマ等のロケ地を活用した誘客事業も実施している。

これらの観光資源の魅力を高めるとともに、多くの方に訪れていただくプロモーション活動を行っていく

必要がある。

(2) 基本的な方針

① 観光資源の魅力を上昇させることによる話題性・集客力の強化

本市を訪れてもらうためには、第一に本市の個性と特徴に関して何らかの関心を抱いてもらう必要がある。このために、全国でも指折りあるいは全国的にみて希少性のある地域資源の磨きあげや再発見に注力するとともに、デジタルマーケティングなどを活用し消費者にとって魅力的な観光資源として輝きを持たせるように努めるとともに、そうした地域資源に関する情報を常に最新の状態で全国や世界に向けて発信し続けていく。

② 満足度の向上によるファンの拡大

本市に関心を寄せてくれる人の輪を広げていくためには、訪れた人の満足度の向上や迎える仕組みづくり注力し、本市のファンを一人でも多く増やしていくことが大切である。

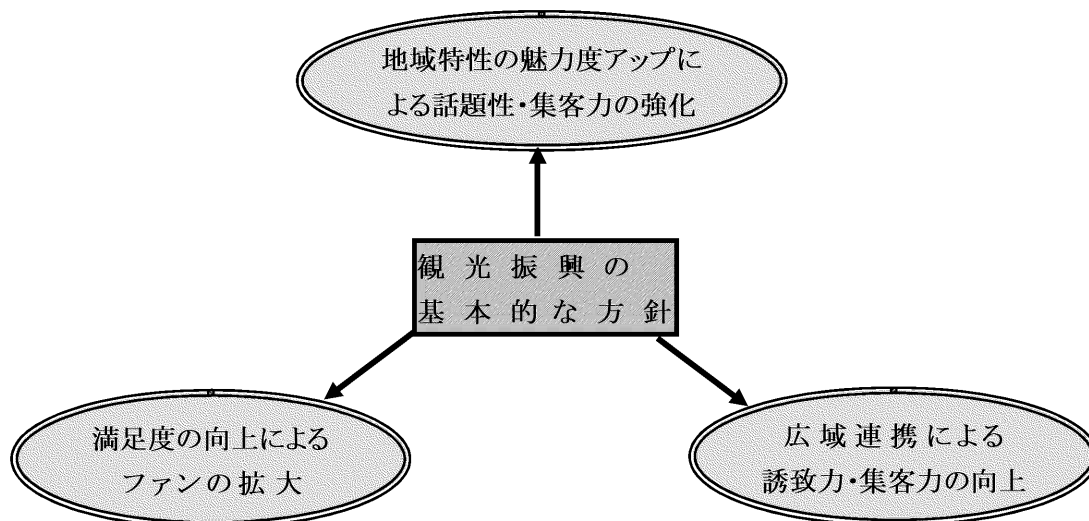
近年、情報の入手方法やライフスタイルの多様化により、価値観を共有しあう多くのコミュニティが混在している。自然や文化、伝統など本市の特色と親和性の高いコミュニティを対象に、受け入れ環境の整備や満足度を高めるコンテンツを提供することで本市のファンを増やし、何度でも本市を訪れるリピート客となってもらえるよう努める。

③ 広域連携による誘致力・集客力の向上

本市には手筒花火、総合動植物公園など、誘致力・集客力のある観光資源があるが、ライフスタイルの多様化により万人が興味を持つ観光資源の造成が困難な社会になっている。

観光においてはニーズの多様化により、各地域が持つ多種多様な魅力や価値観が目的地を決める基準になっており、そのような状況の中、誘致力・集客力を高めていくためには本市単独で観光プロモーション活動を進めるのではなく、人々の多様なニーズに応えるために、DMO ほかの国東三河観光ビューローをはじめとした広域的な連携体制の強化を図り、周辺地域と一体となり、それぞれの魅力を発信する観光プロモーション活動が必要である。本市は、東三河地域の玄関口として、また三遠南信(三河、遠州、南信州)地域の交通の結節点に位置していることから、広域的な視点で観光振興を図ることにより、本市の誘致力・集客力を向上させていきたい。

観光振興の基本的な方針



(3) 観光客の推移

令和4年の観光入込客数は、延べ 4,437,782 人となり、対前年比 26.9%増(939,617 人)となったが、これは豊橋まつりをはじめ新型コロナウイルス感染症により中止となっていた行事・催事が再開したことが要因と考えられる。

入込形態別にみた年間入込客数では道の駅「とよはし」が 2,236,256 人と全体の 50.4%を占め、「公営公園等」が 1,142,780 人で全体の 25.8%となっており、この 2 つで年間入込客数の約 75%を占めている。

令和3年との比較では、「行事・催事」が 761,756 人(1169.6%)、「公営公園等」が 1,142,780 人(22.2%)、「公営博物館・資料館等」が 203,308 人(3.4%)、道の駅「とよはし」が 2,236,256 人(1.0%)と増加し、「山・高原・溪谷・谷川・湖・池等」が 43,736 人(△12.3%)と減少している。

月別入込客数をみると新型コロナウイルス感染症の感染状況による行動制限に沿った変動がみられる。

○観光入込客数の推移

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
観光入込客数	2,393,776	3,853,058	3,096,833	3,498,165	4,437,782
(前年比)	(27.4)	(61.0)	(△19.6)	(13.0)	(26.9)

○令和4年観光レクリエーション利用者統計(月別)

(単位:人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
行事・催事	0	20,000	20,000	0	2,000	100,000	18,000	0
公営公園等	67,327	48,486	104,226	99,185	178,478	55,159	69,403	142,566
公営博物館・資料館等	15,503	29,055	24,284	16,651	29,973	7,273	10,823	17,402
山・高原・溪谷・谷川・湖・池等	2,750	2,685	5,296	4,608	4,848	3,584	2,676	2,360
海岸遊覧等	-	-	-	-	-	-	-	-
神社・仏閣	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
名所・旧跡等	1,686	2,000	3,810	3,368	3,926	2,024	1,407	2,009
道の駅「とよはし」	152,497	158,719	187,378	179,974	219,791	195,460	197,774	216,441
計	241,333	262,515	346,564	305,356	440,586	365,070	301,653	382,348

	9月	10月	11月	12月	月別不明	合計	対3年比	令和3年
行事・催事	0	600,000	1,756	0		761,756	1,169.6	60,000
公営公園等	100,921	143,035	92,558	41,436		1,142,780	22.2	935,392
公営博物館・資料館等	12,866	18,351	15,287	5,840		203,308	3.4	196,652
山・高原・溪谷・谷川・湖・池等	3,916	4,692	3,596	2,725		43,736	△ 12.3	49,855
海岸遊覧等	-	-	-	-				
神社・仏閣	1,570	1,570	1,570	1,570		18,840	0.0	18,840
名所・旧跡等	2,049	3,847	3,135	1,845		31,106	27.8	24,342
道の駅「とよはし」	186,159	178,772	172,730	190,561		2,236,256	1.0	2,213,084
計	307,481	950,267	290,632	243,977	0	4,437,782	26.9	3,498,165



豊川を見おろす「吉田城鉄橋」



三河の伝統「手筒花火」

○令和4年観光レクリエーション利用者統計(資源・施設別)

(単位:人又は人泊)

観光レクリエーション 資源・施設名	月 別														年間	分類
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	月別不明	年間		
鬼祭(安久美神戸神社)		0													0	行事・催事
うめまつり		20,000													20,000	
さくらまつり			20,000	10,000											30,000	
つつじまつり					2,000										2,000	
花しょうぶまつり(賀茂しょうぶ園)						100,000									100,000	
豊橋祇園祭(吉田神社)							0								0	
豊橋みなとフェスティバル							18,000								18,000	
炎の祭典			0						0		1,756				1,756	
羽田祭(羽田八幡宮)										0					0	
豊橋まつり										600,000					600,000	
東観音寺	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	840	神社・仏閣
普門寺	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	18,000	
嵩山蛇穴															0	名所・旧跡等
吉田城	1,686	2,000	3,810	3,368	3,926	2,024	1,407	2,009	2,049	3,847	3,135	1,845			31,106	
豊橋総合動植物公園	67,327	48,486	104,226	99,185	178,478	55,159	69,403	142,566	100,921	143,035	92,558	41,436			1,142,780	公営公園等
豊橋公園															0	
二川宿本陣資料館	1,195	3,720	2,816	1,035	1,945	1,302	2,234	2,431	1,258	2,013	2,023	1,233			23,205	公営博物館・資料館等
美術博物館	10,866	20,827	15,150	10,589	22,209	0	0	2,978	5,011	10,465	0	0			98,095	
視聴覚教育センター・地下資源館	3,442	4,508	6,318	5,027	5,819	5,971	8,589	11,993	6,597	5,873	13,264	4,607			82,008	
伊古部海岸															0	海岸遊覧等
葦毛湿原	2,750	2,685	5,296	4,608	4,848	3,584	2,676	2,360	3,916	4,692	3,596	2,725			43,736	
石巻山															0	山・高原・溪谷・谷川・湖・池等
豊橋自然歩道															0	
多米峠無料休憩所															0	
道の駅「とよはし」	152,497	158,719	187,378	179,974	219,791	195,460	197,774	216,441	186,159	178,772	172,730	190,561			2,236,256	その他
計	241,333	262,515	346,564	315,356	440,586	365,070	301,653	382,348	307,481	950,267	290,632	243,977	0		4,447,782	

第5節 雇用・労働者の福祉施策

1. 基本計画

(1) 取組みの基本方針

① 雇用の安定と人材確保

雇用の維持さらには拡大を図るため、多様な人材の活用につながる啓発活動を行うとともに働きやすい職場づくりを支援するほか、就職を契機とした地元への定着や UIJ ターンを促進する。また、職業訓練や資格取得など働くために必要な技能を学び高めることができる機会をつくる。

② 労働者の福祉の充実

労働者が安心して働けるよう、労働関係団体による相談窓口の設置や福利厚生等の充実に向けた活動を支援する。

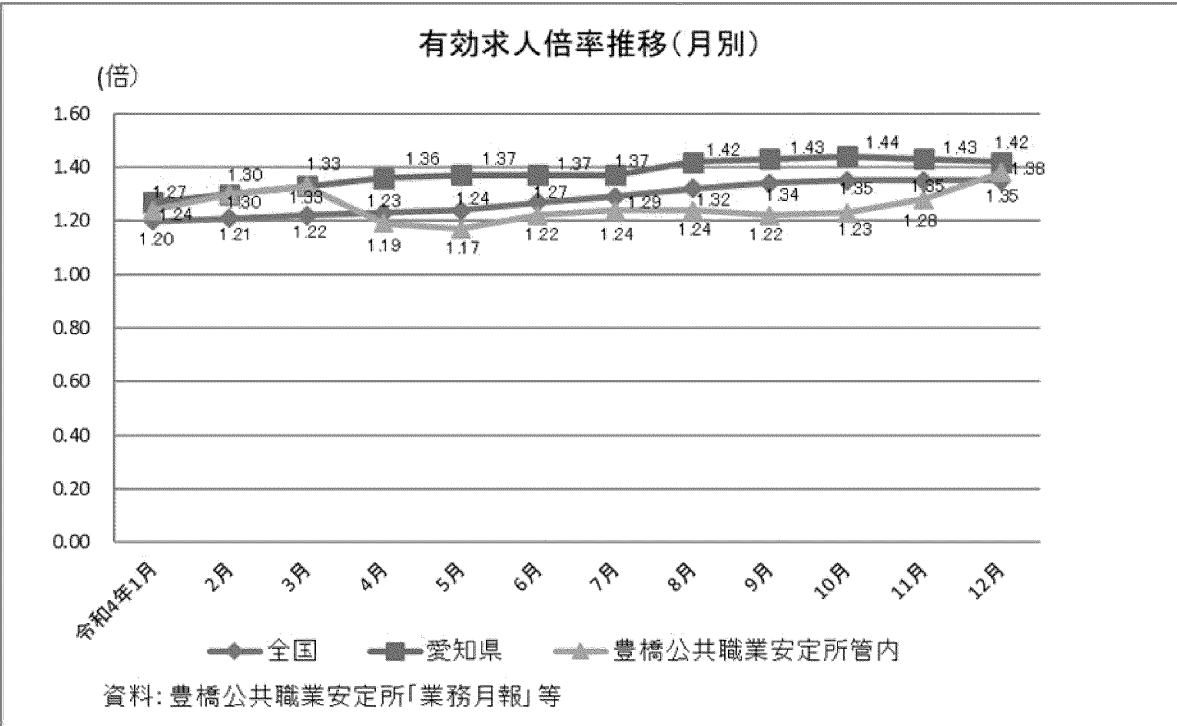
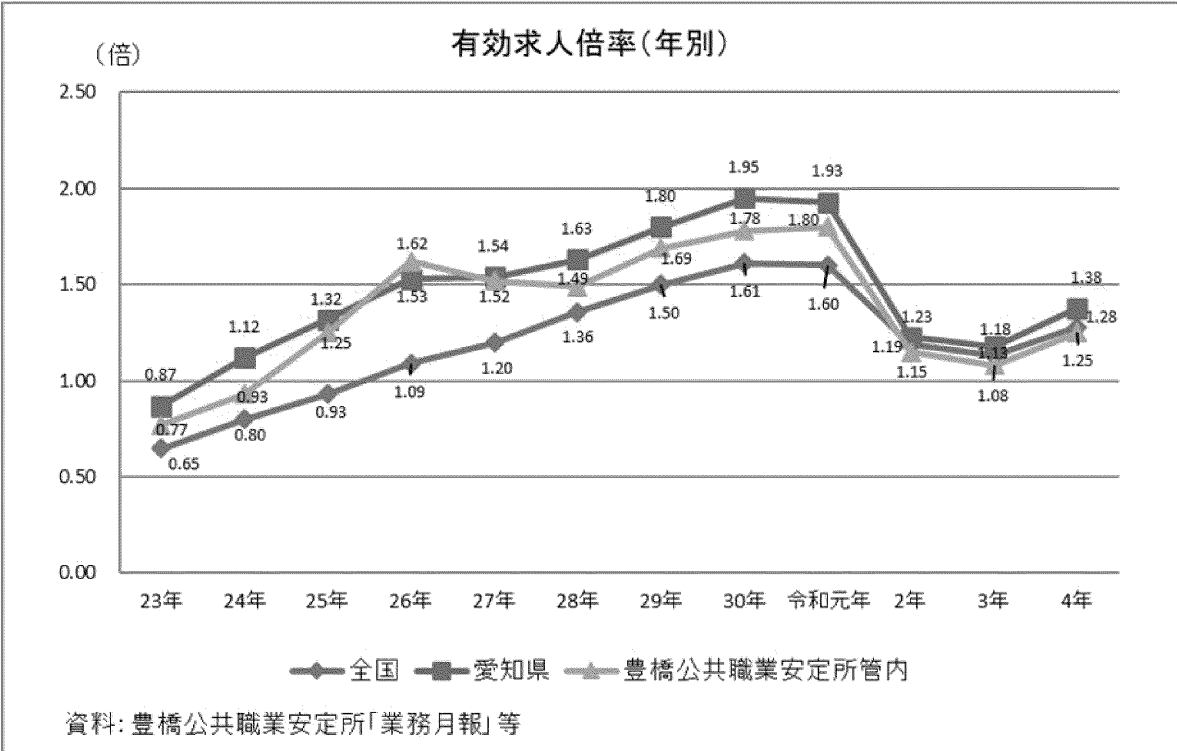
(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
就職支援を行った若年者の数	538 人	1,000 人
奨学金返還支援補助金の対象事業者数	30 社	50 社
女性あんしん職場づくり補助金を活用した事業者数(累計)	28 社	80 社

2. 雇用環境

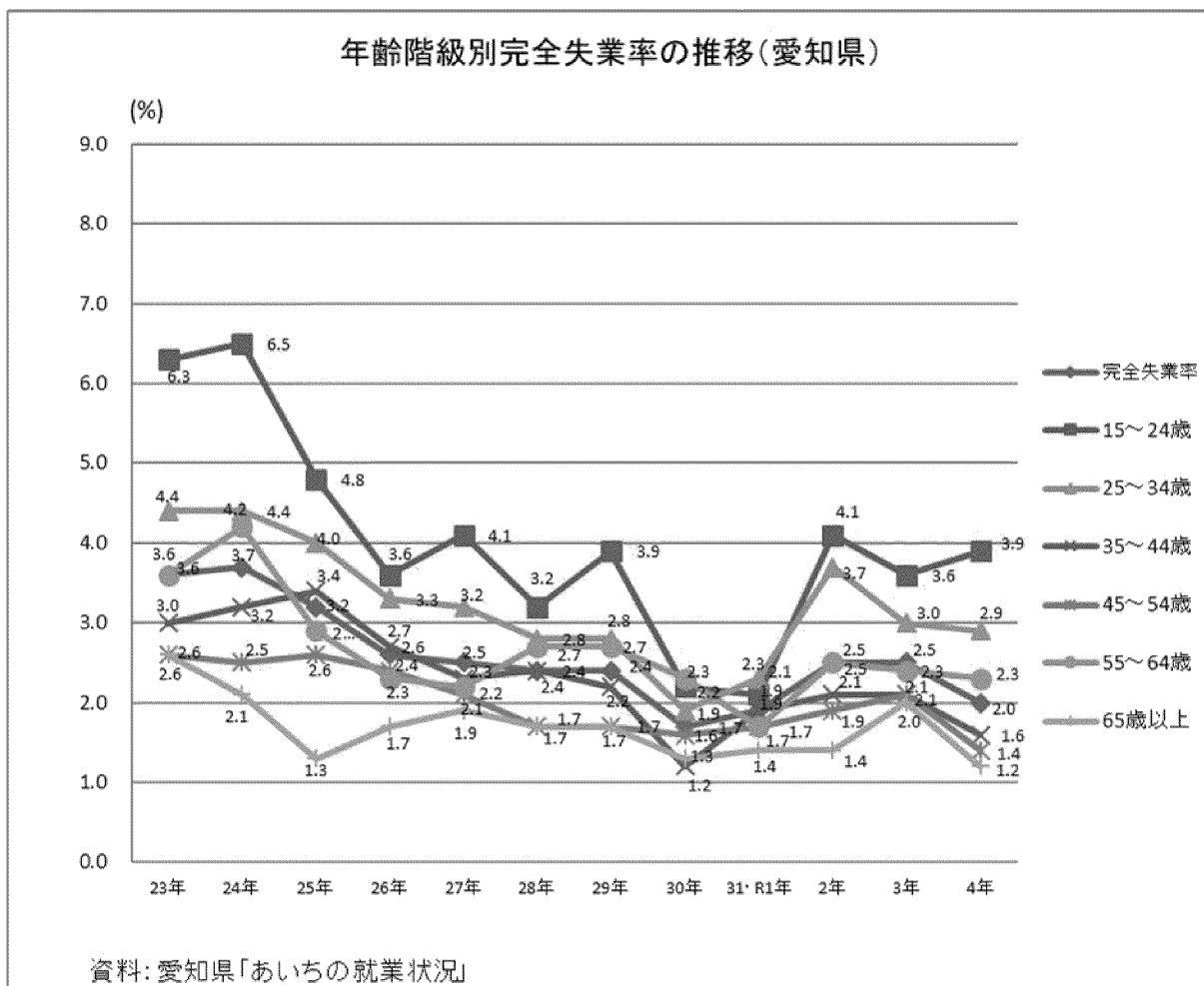
(1) 有効求人倍率の推移

豊橋公共職業安定所管内(ハローワーク豊橋:豊橋市及び田原市)における有効求人倍率は、令和元年に過去10年間ににおける最高水準の1.80倍(全国1.60倍)まで上昇したが、新型コロナウイルス感染症などの影響により、令和2年に大幅に下降し、令和3年にはさらに低い1.08倍となった。令和4年は0.17ポイント上昇し1.25倍(全国1.28倍)となっている。



(2) 年齢階級別完全失業率の推移

愛知県完全失業率は、平成 21 年の 4.5% から平成 30 年まで下降傾向であったが、令和 4 年の完全失業率は、2.0% で、昨年から 0.5 ポイント上昇している。年齢階級別では、多くの階級で下降しているが、最も高い 15 歳から 24 歳は 0.3 ポイント上昇し、3.9% となっている。



3. 雇用・労働者の福祉施策の概要

(1) 労働関係施設管理業務

① 職業訓練センター

産業に必要な技能労働者を養成し、職業の安定と労働者の地位向上を図るための施設。

認定職業訓練

豊橋共同職業訓練協会による認定職業訓練を実施。

○普通課程:3科目(木造建築科、建築板金科、造園科)

② 勤労者会館

勤労者の福祉の増進及び文化の向上並びに雇用の促進を図るための施設。

(2) 就業の促進支援

① 若年者就職支援事業

若者(大学生、短大等の学生、高等学校の生徒を含む)に対して、就業に関する個人相談や職業適性診断などを実施することで、一人でも多くの若者が就業できるように支援。

○対象者:大学・短大等の卒業予定者等

○令和4年度実施:職業適性診断、ハローワーク相談、高校生対象企業面接会及び面接体験会など

② 無料職業紹介所事業費補助金

地域中小企業や進出企業の成長を人材確保の側面から支援するとともに、豊橋市で働きたい人々に就業機会を与え、地域産業の活性化を図るため、豊橋商工会議所が設置する無料職業紹介所の運営に係る経費の一部を補助。

③ 大型運転免許等取得支援補助金

市内の旅客・物流産業を担う自動車運送事業者の雇用の安定を図るため、事業者が負担する従業員の運転免許の取得に係る経費の一部を補助。

○制度概要

対象者	旅客自動車運送事業または貨物自動車運送事業を営む市内の中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象免許	大型一種、普通二種、けん引、大型二種
対象経費	従業員の免許取得に対して負担した経費 ※対象経費には消費税を含まない。
補助金の額	対象経費の2分の1の額 ※各運転免許につき1人10万円を限度 ※1,000円未満切捨て

④ 働きやすい職場づくり補助金

だれもが安心して働ける職場環境づくりを支援するため、従業員用の男女別トイレの設置などの整備に加え、就業規則見直しなどにかかる経費に対して補助。

○制度概要

対象者	市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。 ※事業者は、会社法に基づく会社、個人事業主	
事業区分	ハード環境整備	ソフト環境整備
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者が市内に所有する対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する経費 ※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等を建てた際のトイレ等の整備費用を除く。 ※対象経費には消費税を含まない。 	就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料
要件等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年度内に完了すること。 ・市内に本店(個人については住所)を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること ・申請時に男性従業員と女性従業員の双方を雇用していること。また、これらの従業員が雇用保険に加入していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請年度内に完了すること。 法令を上回る整備であること。 申請時に男性従業員及び女性従業員を雇用していること。 他の公的な補助金を利用していないこと。
補助金の額	対象経費の 1/2 の額(1,000 円未満切捨て) ※1 事業者等につき、各事業 1 回のみ申請可 上限 50 万円	対象経費の 1/2 の額(1,000 円未満切捨て) ※1 事業者等につき、各事業 1 回のみ申請可 上限 10 万円

⑤雇用定着促進啓発事業

地域における人材の定着・確保、企業の活性化を目指し、働き方改革や多様な人材の雇用をテーマとしたセミナーを実施。

⑥奨学金返還支援制度

若者の定住促進と、中小事業者の人材確保による経営基盤の強化を図るため、地元中小事業者が新たに雇い入れた35歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金を補助。

○制度概要

対象事業者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要） ※補助金の2分の1の額の協力金の納付が可能であること。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付対象者	対象事業者に新たに正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。 ①大学等を卒業した35歳未満の者であること。 ②在学中に貸与を受けた奨学金の返還金の滞納及び市税の滞納がないこと。 ③市内に居住していること。 ④市内事業所に勤務していること。ただし、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合、及び補助対象者として登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。
補助期間 (企業協力期間)	奨学金返還開始月から3年間(補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の4月または就職日の属する月のいずれか遅い方から3年間)
補助金の額 (企業協力額)	1人当たり月額15,000円 3年間で54万円 (1人当たり企業協力額:月額7,500円 3年間で27万円)

⑦就職サイト等活用事業費補助制度

新卒者や転職者等を正規雇用するために就職情報サイトへ求人情報を掲載した場合や、若手採用に効果的な採用ホームページを作成・改良した場合に、事業者が負担した掲載費用の一部を補助。

○制度概要

事業区分	就職サイト掲載事業	採用ホームページ改良事業
対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。	
要件等	あいちUIJターン支援センターウェブサイト に求人を掲載していること	求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページのURLを掲載し採用情報を発信すること
対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費 ※求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。ただし、新卒者等を対象とする就職情報サイトに掲載する場合は、この限りでない。	(1)採用ホームページ作成・改良に係る外部委託に要する費用 (2)採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費(自社制作の場合に限る) (3)ドメイン取得費 (4)上記(1)～(3)の費用に付随する動画・写真撮影費 (5)その他市長が適当と認める経費
補助金の額	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円。 ※1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円。 ※1事業者につき1回限り

⑧UIJ ターン就業奨励金

首都圏からの UIJ ターンによる就業を促進し中小事業者の人材確保及び経営基盤の強化を図るため、首都圏から市内への転入者を雇い入れた場合に事業主へ奨励金を支給。

○制度概要

対象者	市内に本店を有する中小事業者、または中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。 対象の就業者が就職活動を行っていた期間に首都圏において採用活動を行っていること あいち UIJ ターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人掲載していること
対象経費・要件等	《支給要件》 正規に雇い入れた勤労者が以下の全てに該当すること。 ①首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に市内に転入し、引き続き市内に居住する見込みがあること。 ②就職した日の年齢が65歳未満であること。 ③正規雇用開始から6か月以上経過し、引き続き正規雇用される予定であること。 ④事業者の代表者と3親等以内の親族関係にないこと。
補助金の額	1人につき10万円で、各年度において1事業者あたり10人を限度

⑨移住支援金

東京23区から市内に移住し、都道府県が開設するマッチングサイトに掲載する移住支援金対象求人に就業した方等に、愛知県と協同して移住支援金を交付。

交付額 単身 60万円 世帯 100万円(当該世帯に子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、申請者の配偶者を除く。)がある場合は、加算あり。)

(3)労働者の福祉の充実

①勤労者文化体育事業補助金

勤労者の福祉推進を図ることを目的に労働団体が行う公益性の高い文化、体育事業等労働福祉事業に係る経費の一部を補助。

②勤労者福祉サービスセンター事業費補助金

東三河地域の勤労者に対し、福祉推進を図ることを目的に補助対象団体が行う相談事業に要する経費の一部を補助。

○補助対象団体:愛知県労働者福祉協議会東三河支部

③東海労働金庫預託金

労働金庫への預託により勤労者の生活資金及び住宅資金の融資を促進し、福祉の増進と生活の安定を図る。

④生活資金貸付金利子軽減補助金

勤労者の生活の改善と向上のため東海労働金庫から教育資金等の融資を受けた勤労者に対し、利子を補助。

○制度概要

対象者	市内に居住する勤労者
対象経費	東海労働金庫の貸出業務規定に定める教育資金又は災害資金の貸付金
補助金の額	補助対象貸付金(500万円を超えるときは、500万円とする。)の毎月の償還時にかかる利子のうち年利1.0%に相当する額



「若年者就職支援事業」

第6節 三河港振興施策

1. 基本計画

(1) 基本方針

①ものづくり産業を支える港づくり

地域のものづくり産業の国際競争力を支えるため、関係自治体や経済界と連携して国や県への働きかけを行い、港湾物流機能の強化や効率化を図るとともに、災害に対する強靱化を促進する。また、利用企業のさらなる増加を図るため、サービスを充実するとともに、県や経済界と一体となってポートセールス活動を推進する。

②港のにぎわいの創出

港への理解を深め、港に親しんでもらうため、ポートインフォメーションセンターを拠点として情報発信の充実を図る。また、三河港に立地する企業と連携した体験型イベントや見学ツアーなどを通じて、市民が港を楽しみながら企業と交流することのできる機会を創出する。

(2) 指標

指標名	基準値 令和元年度	目標値 令和7年度
完成輸入自動車の取扱台数	203,050 台	210,000 台
コンテナ取扱量	34,178TEU	40,000TEU
ポートインフォメーションセンターの来場者数	27,406 人	35,000 人

※TEU:Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算

2. 三河港振興施策の概要

(1) 港湾関連対策事業【三河港振興会事業】

三河港の利用促進を目的に、三河港利用者に対して各種助成金事業等を実施している。

① 三河港輸入自動車助成金制度

三河港の完成自動車の輸入拡大を目的として、完成自動車の輸入を行う企業に対し、輸入台数に応じて助成金を交付。

○助成金制度の概要

対象者	三河港神野地区又は明海地区において完成自動車の輸入を行う荷主
助成金の額	新規…乗用車1台につき1,000円(同一対象者への上限は5,000台) トラック・バス1台につき5,000円(同一対象者への上限は200台) ※ただし、ピックアップトラック、軽トラック、小型バスについては乗用車と同様の扱いとする。 継続…平成25年もしくは過去3年間の平均輸入台数を上回る台数1台につき500円(平成26年度より)(同一対象者への上限は5,000台)
期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (ただし、予算の限りあり)

○新規輸入自動車助成金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用企業	0社	0社	0社
対象台数	0台	0台	0台
金額	0円	0円	0円

○継続輸入自動車助成金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用企業	0社	0社	0社
対象台数	0台	0台	0台
金額	0円	0円	0円

②三河港トランシップ自動車助成金制度

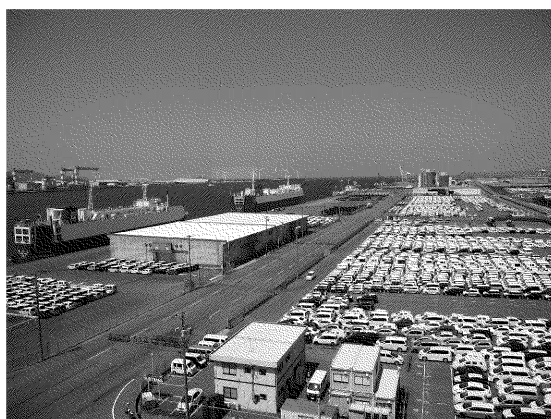
三河港のハブ機能強化を目的として、三河港で完成自動車のトランシップを行う船社に対し、トランシップ自動車台数に応じて助成金を交付。

○助成金制度の概要

対象者	三河港神野地区を利用して、トランシップを行う自動車を運搬する自動車専用船を運航する船社または日本代理店等
助成金の額	荷揚げまたは荷積みの状況によりトランシップ自動車1台につき400円 (1入港あたりの交付上限金額を40万円とし、同一対象者への交付上限金額は300万円)
期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (ただし、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用企業	3社	2社	2社
対象台数	4,296台	8,279台	7,999台
金額	1,718,400円	3,311,600円	3,199,600円



「三河港豊橋エリア」

③三河港工場訪問型自動車購入モニター助成金制度

三河港における工場訪問型自動車納車システムを確立させるため、輸入自動車の新車整備を行う企業に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港神野地区または明海地区の新車整備施設で封印取付を行う封印者及び自動車を購入したオーナー等
助成金の額	納車セレモニー等の補助として、1台につき最大4万円
期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (ただし、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用企業	1社	0社	0社
対象台数	2台	0台	0台
金 額	57,000円	0円	0円

④三河港横持輸送輸入自動車助成金制度(令和3年度～)

三河港の自動車港湾としての魅力向上を目的として、三河港神野地区及び明海地区において輸入自動車の横持輸送に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港神野地区及び明海地区に新車整備拠点を開設しており、新車整備前または出荷前に新車整備拠点以外の東三河地域(豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市)にあるモータープール(同一地区内は除く)に輸入自動車を横持輸送し蔵置したインポーター
助成金の額	横持した輸入自動車1台につき1,000円(同一対象者への上限は300万円)
期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (ただし、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	令和3年度	令和4年度
利用企業	1社	1社
対象台数	3,000台	3,000台
金 額	3,000,000円	3,000,000円

⑤新規輸入 EV 等低環境負荷自動車助成金制度（令和 4 年度～）

三河港における EV 等の輸入環境の整備促進とインポーターの三河港への定着を目的に、環境負荷の少ない EV 等を輸入するインポーターに対して EV 等の輸入台数に応じて助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	次の要件をすべて満たす企業 (1)国内に事業所を有している企業 (2)三河港神野地区または明海地区において、国内外自動車メーカーが生産する EV 等を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本現地法人
助成金の額	EV 等(BEV、FCV)1 台につき 1,000 円(1 年度間に同一の対象者へ交付する助成金は 300 万円を上限とする)
期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで (ただし、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	令和 4 年度
利用企業	4 社
対象台数	4,004 台
金 額	4,004,000 円

⑥三河港輸出入コンテナ助成金制度

三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港の定期航路を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主等
助成金の額	1 本あたり 1 万円(同一対象者への上限は 150 本/年度) ※県外貨物又は農林産物(輸出のみ)の場合は 1 本あたり 1 万 5 千円 ※貨物利用運送事業者の場合は 1 本あたり 5 千円
期 間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで (ただし、予算の限りあり)

※令和 4 年度までは TEU を単位として助成金の額を計算していたが、令和 5 年度からはコンテナの本数を単位として計算する。

○助成金交付実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用企業	33 社	22 社	19 社
助成数量	734TEU	664TEU	639TEU
金 額	7,455,000 円	7,056,027 円	6,585,000 円

⑦三河港コンテナ物流トライアル助成金制度（令和2年度～）

三河港豊橋コンテナターミナルの利用促進を図ることを目的とし、定期航路を利用して試行的にコンテナ貨物の輸出入を行う荷主に対して助成金を交付。

○助成金制度の概要

対 象 者	三河港の定期航路を利用して新たな輸出入統計品目に属する貨物の輸出入または新たな仕向港または仕出港との輸出入を行う荷主
助成金の額	トライアル輸送の実施に必要な国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、国内荷役費用、海上運賃の合計額の50%の額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) (ただし、輸出入回数は1荷主につき3回までで、50万円を限度とする。)
期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (ただし、予算の限りあり)

○助成金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用企業	1社	3社	3社
金額	814,073円	2,943,972円	2,874,066円

⑧海外ポートセールス活動

三河港の利用促進及び新規航路誘致を目的として、海外の荷主や船会社に対して三河港振興会会長、コンテナ委員会委員長、関連企業などによりポートセールス活動を行っている。

○訪問実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問国	—	—	—

※令和2、3、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外ポートセールス活動の実績はなし。

⑨三河港コンテナターミナルのPR活動

背後圏荷主や船社を対象に、コンテナ貨物の集荷及び新規航路誘致を目的としたコンテナターミナルの現地見学会等の実施及び展示会への出展。

○実施状況

年度	内容	参加人数
30年度	コンテナターミナル現地見学会 及び三河港セミナー2018	150名
	「ものづくり博2018 in 東三河」出展	4,000名
令和元年度	—	—
2年度	「国際物流総合展2021」出展	12,549名
3年度	「“地域の絆”情報交換・商談会」出展	10名
4年度	「ものづくり博2022 in 東三河」出展	10,500名
	「三河港ポートセミナー」開催	175名

(2) 親しまれるみなとづくり推進事業

市民が港に訪れる機会を増やすため、平成 22 年度より、ポートインフォメーションセンターを拠点に港湾関係機関や企業などと連携した様々なイベントや市民講座などを定期的で開催している。

令和 2、3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての行事を中止した。

令和 4 年度は 3 年ぶりにみなとフェスティバルを開催し、みなとフェスティバル内において三河港モーターショーを開催した。

年度	回数	参加人数	備考
平成 30 年度	8 回	6,536 人	カモメリア春まつり、三河港モーターショー みなと写真連結プロジェクト、工場見学ほか
令和元年度	5 回	8,196 人	工場見学、三河港モーターショーほか
2 年度	-	-	-
3 年度	-	-	-
4 年度	1 回	4,636 人	三河港モーターショー

(3) ポートインフォメーションセンター「カモメリア」管理運営業務

小中学校の校外学習、市民団体、地元企業などによる利用や港湾関連イベントの会場としての活用などにより、三河港を身近に感じてもらい、親しんでもらう施設として運営。

今後も、適切なサービスの提供や施設のリニューアルを図り、利用者に親しまれる施設にしていく。

①施設概要

- 開館 平成 17 年 7 月 26 日
- 敷地面積 2,657 m²
- 規模 鉄骨造 4 階建、延床面積 約 1,440 m²

②利用状況

○令和4年度来館者数

開館日数	358日		
来館者数	19,473人		
	一般(個人)	15,591人	昼間 15,377人 夜間 214人
団体	3,882人 (149団体)	学校関係	2,364人(42団体)
		官庁関係	729人(33団体)
		施設見学会	65人(5団体)
		その他	724人(69団体)

○過去の来館者数

年度	開館日数	来館者数	1日平均
平成30年度	358日	31,202人	87人
令和元年度	359日	27,406人	76人
2年度	317日	9,742人	31人
3年度	358日	11,457人	32人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4月14日から5月24日まで臨時休館した。



「ポートインフォメーションセンターカモメリア」

(4) 港イベント事業

三河港豊橋地区におけるイベントは、市民が港に触れられる機会の創出を目的に、豊橋港開港5周年の記念イベントとして昭和52年度から始まり、54年度から継続して開催している。54～59年度は「港まつり」、60年度からは「みなとフェスティバル」として、平成11年度からは、「海の日」に開催している。また、節目の年はそれぞれ記念事業を開催している。令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全ての行事を中止したが、令和4年度に3年ぶりに開催した。

○みなとフェスティバル概要

年度	事業費 (千円)	市負担金 ・補助金 (千円)	行事内容	来場者数 (人)
平成30年度	11,164	6,000	巡視船「いすず」一般公開、「たつみ丸」三河港クルーズ、東三河交流ステージ、ポートバスツアー ほか	36,000
令和元年度	10,823	6,000	巡視艇「あゆづき」一般公開、「たつみ丸」三河港クルーズ、東三河交流ステージ、ポートバスツアー、大アサリつむつむ世界選手権、水遊び広場 ほか	33,000
2年度	—	—	—	—
3年度	—	—	—	—
4年度	7,770	5,400	巡視船「いすず」一般公開、「たつみ丸」三河港クルーズ、ポートバスツアー、鈴木香里武さんによる講演会、ロボット展示 ほか	18,000

